

議案第 105 号

狭山市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(狭山市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 狭山市一般職の職員の給与に関する条例(昭和 29 年条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 14 条第 6 項を削り、同条第 5 項中「規定する規則」を「規定する市規則」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「給与額に」の次に「、正規の勤務時間外にした勤務の時間にあつては」を加え、「規則」を「市規則」に改め、「減じた割合を」の次に「、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては 100 分の 50 から第 3 項に規定する市規則で定める割合を減じた割合を、それぞれ」を加え、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「勤務時間を超えて」を「勤務時間外に」に、「規則」を「市規則」に改め、「)の時間」の次に「と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間(市規則で定める時間を除く。以下この項及び次項において同じ。)との合計」を、「含む。)」の次に「又は前項」を、「給与額に」の次に「、正規の勤務時間外にした勤務の時間にあつては」を、「)を」の次に「、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間にあつては 100 分の 50 を、それぞれ」を加え、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 第 1 項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、勤務時間条例第 5 条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第 3 条第 2 項又は第 4 条の規定により割り振られた 1 週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(市規則で定める時間を除く。)に対して、勤務 1 時間につき第 16 条の 2 に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 から 100 分の 50 までの範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

第 18 条第 2 項中「100 分の 150」を「100 分の 135」に改め、同条第 3 項中「100 分の 150」を「100 分の 135」に、「100 分の 85」を「100 分の 80」に改める。

第 19 条第 2 項第 1 号中「100 分の 70」を「、6 月に支給する場合において

は100分の70、12月に支給する場合には100分の65」に改め、同項第2号中「100分の35」を「、6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の30」に改める。

別表を次のように改める。

## 別表（第3条、第4条関係）

## 行政職給料表（一）

（単位 円）

職員 の区 分	級	1	2	3	4	5	6	7	8
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員	1	135,600	185,800	222,900	261,900	320,600	366,200	395,200	413,000
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	322,900	368,800	397,700	415,500
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	325,200	371,400	400,200	418,000
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	327,500	374,000	402,700	420,500
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	329,800	376,300	405,200	422,800
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	331,900	378,800	407,600	425,200
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	334,100	381,300	410,000	427,600
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	336,300	383,800	412,400	430,000
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	338,600	386,400	414,900	432,300
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	340,800	389,100	417,300	434,600
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	343,000	391,800	419,700	436,900
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	345,200	394,500	422,100	439,100
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	347,200	397,100	424,500	441,300
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	349,300	399,400	426,600	443,300
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	351,400	401,700	428,700	445,300
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	353,500	404,100	430,800	447,300
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	355,500	406,400	432,700	449,300
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	357,500	408,500	434,600	451,100
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	359,500	410,600	436,500	452,900
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	361,400	412,700	438,400	454,700

21	161,600	222,000	260,100	303,800	363,500	414,800	440,300	456,500
22	164,300	223,900	262,000	305,900	365,400	416,800	441,900	458,000
23	166,900	225,800	263,900	308,000	367,400	418,800	443,500	459,500
24	169,500	227,700	265,700	310,100	369,400	420,800	445,100	461,000
25	172,200	229,300	267,700	312,100	371,500	422,900	446,500	462,500
26	173,900	231,100	269,600	314,200	373,500	424,500	447,900	463,900
27	175,600	232,800	271,500	316,300	375,500	426,100	449,300	465,300
28	177,300	234,600	273,400	318,400	377,500	427,700	450,700	466,600
29	178,800	236,100	275,300	320,400	379,500	429,400	451,900	467,800
30	180,600	237,600	277,200	322,500	381,400	430,700	453,000	468,600
31	182,400	239,100	279,100	324,600	383,300	432,000	454,100	469,400
32	184,200	240,600	281,000	326,700	385,100	433,300	455,200	470,200
33	185,800	242,100	282,700	328,400	386,900	434,600	456,100	471,000
34	187,300	243,600	284,600	330,400	388,600	435,900	456,900	471,800
35	188,800	245,100	286,500	332,500	390,300	437,200	457,700	472,600
36	190,300	246,700	288,400	334,600	392,000	438,400	458,500	473,400
37	191,600	248,000	290,100	336,500	393,700	439,700	459,400	474,200
38	192,900	249,600	291,900	338,500	394,900	440,600	460,200	475,000
39	194,200	251,200	293,700	340,500	396,100	441,500	461,000	475,800
40	195,500	252,800	295,500	342,500	397,300	442,400	461,800	476,600
41	196,900	254,200	297,400	344,400	398,400	443,200	462,400	477,400
42	198,200	255,600	299,100	346,300	399,600	444,000	463,200	478,100
43	199,500	257,000	300,800	348,200	400,800	444,800	464,000	478,900
44	200,800	258,400	302,500	350,100	402,000	445,600	464,800	479,700
45	202,000	259,700	304,200	352,000	403,000	446,400	465,600	480,500
46	203,300	261,100	305,900	353,600	403,700	447,200	466,400	481,300

47	204,600	262,500	307,600	355,200	404,400	448,000	467,200	482,100
48	205,900	263,900	309,300	356,800	405,100	448,800	468,000	482,900
49	207,100	265,200	310,600	358,500	405,900	449,400	468,600	483,600
50	208,200	266,400	312,200	359,700	406,600	450,200	469,300	484,400
51	209,300	267,700	313,800	360,900	407,300	451,000	470,000	485,200
52	210,400	269,000	315,400	362,000	408,000	451,800	470,700	486,000
53	211,600	270,100	317,100	363,000	408,800	452,400	471,500	486,700
54	212,600	271,400	318,700	364,100	409,500	453,200	472,200	487,500
55	213,600	272,700	320,300	365,100	410,200	454,000	472,900	488,300
56	214,600	274,000	321,900	366,200	410,900	454,800	473,600	489,100
57	215,400	275,200	323,400	367,100	411,600	455,400	474,400	489,800
58	216,400	276,300	324,600	367,800	412,300	456,200	475,100	490,600
59	217,300	277,400	325,800	368,500	413,000	457,000	475,800	491,400
60	218,300	278,500	327,000	369,200	413,700	457,800	476,500	492,200
61	219,200	279,700	328,100	369,800	414,300	458,400	477,300	492,900
62	220,200	280,700	329,100	370,500	415,000	459,200	478,000	493,700
63	221,200	281,700	330,000	371,200	415,700	460,000	478,700	494,500
64	222,200	282,700	331,000	371,900	416,400	460,800	479,400	495,300
65	223,000	283,500	331,900	372,400	416,900	461,400	480,200	496,000
66	224,000	284,400	332,700	373,100	417,500	462,200	480,900	496,800
67	225,000	285,300	333,500	373,800	418,200	463,000	481,600	497,600
68	226,100	286,200	334,300	374,500	418,900	463,800	482,300	498,400
69	226,900	287,200	335,200	375,000	419,400	464,400	483,100	499,100
70	227,700	288,000	335,900	375,700	420,100	465,200	483,800	499,900
71	228,500	288,800	336,600	376,400	420,800	466,000	484,500	500,700
72	229,300	289,600	337,300	377,100	421,500	466,800	485,200	501,500

73	230,100	290,400	337,800	377,600	422,000	467,400	486,000	502,200
74	230,800	290,900	338,400	378,300	422,700	468,200	486,700	503,000
75	231,500	291,400	339,000	379,000	423,400	469,000	487,400	503,800
76	232,200	291,900	339,600	379,700	424,100	469,800	488,100	504,600
77	233,000	292,300	340,000	380,200	424,600	470,400	488,900	505,300
78	233,800	292,700	340,500	380,800	425,300	471,200		
79	234,600	293,100	341,000	381,400	426,000	472,000		
80	235,400	293,500	341,500	382,000	426,700	472,800		
81	236,100	293,800	342,000	382,700	427,200	473,400		
82	236,800	294,200	342,500	383,300	427,900			
83	237,500	294,600	343,000	383,900	428,600			
84	238,200	295,000	343,500	384,500	429,300			
85	239,000	295,300	344,000	385,100	429,800			
86	239,700	295,700	344,500	385,700	430,500			
87	240,400	296,100	345,000	386,300	431,200			
88	241,100	296,500	345,500	386,900	431,900			
89	241,900	296,800	345,900	387,600	432,400			
90	242,400	297,200	346,400	388,200	433,100			
91	242,900	297,600	346,900	388,800	433,800			
92	243,400	298,000	347,400	389,400	434,500			
93	243,700	298,200	347,700	390,100	435,000			
94		298,600	348,200	390,700				
95		299,000	348,700	391,300				
96		299,400	349,200	391,900				
97		299,600	349,500	392,600				

98	300,000	350,000	393,200				
99	300,400	350,500	393,800				
100	300,800	351,000	394,400				
101	301,000	351,300	395,100				
102	301,400	351,700	395,700				
103	301,800	352,100	396,300				
104	302,200	352,500	396,900				
105	302,400	353,000	397,600				
106	302,800	353,400	398,200				
107	303,200	353,800	398,800				
108	303,600	354,200	399,400				
109	303,800	354,700	400,100				
110	304,200	355,100					
111	304,600	355,500					
112	305,000	355,900					
113	305,200	356,400					
114	305,600						
115	306,000						
116	306,400						
117	306,600						
118	306,900						
119	307,200						
120	307,500						
121	307,900						
122	308,200						
123	308,500						

	124		308,800						
	125		309,200						
再任 用職 員		186,300	214,000	241,300	274,500	309,900	340,200	355,800	371,300



第2条 狭山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条第4項中「（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち市規則で定めるものを除く。）」を削る。

第18条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の135」を「100分の137.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の135」を「100分の137.5」に改める。

第19条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の70、12月に支給する場合には100分の65」を「100分の67.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の30」を「100分の32.5」に改める。

（狭山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 狭山市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成19年条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「附則別表第1」を「附則別表」に改める。

附則第6項中「狭山市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年条例第31号）」を「狭山市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年条例第 号）」に改め、「（減額改定対象外職員（附則別表第2の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員でその級及び号給が附則別表第2の級欄及び号給欄に掲げる級及び号給にあるものをいう。）を除く。）」を削り、「100分の99.76」を「100分の99.59」に改める。

附則別表第2を削り、附則別表第1を附則別表とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

（施行日前の異動者の号給の調整）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

( 職員が受けていた号給等の基礎 )

- 3 前項の規定の適用については、前項に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、第 1 条の規定による改正前の狭山市一般職の職員の給与に関する条例及びこれに基づく市規則の規定に従って定められたものでなければならない。

( 平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置 )

- 4 平成 22 年 12 月に支給する期末手当 ( 以下この項において「12 月期末手当」という。 ) の額は、第 1 条の規定による改正後の狭山市一般職の職員の給与に関する条例第 8 条第 1 項から第 3 項まで若しくは第 6 項若しくは第 18 条第 2 項 ( 同条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。 ) 及び第 4 項から第 6 項まで又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 ( 平成 14 年条例第 3 号 ) 第 4 条及び第 8 条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される 12 月期末手当の額 ( 以下この項において「基準額」という。 ) から次に掲げる額の合計額 ( 平成 22 年 6 月 1 日において減額改定対象外職員 ( 附則別表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員でその級及び号給が附則別表の級欄及び号給欄に掲げる級及び号給にあるものをいう。以下この項において同じ。 ) 及び市規則で定める職員にあっては、第 1 号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。 ) に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、12 月期末手当は、支給しない。

- ( 1 ) 平成 22 年 4 月 1 日 ( 同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に新たに職員となった者 ( 同年 4 月 1 日に在職していた職員で任用の事情を考慮して市規則で定めるものを除く。 ) にあっては新たに職員となった日 ( 新たに職員となった日において減額改定対象外職員であった者で施行日の前日までの間に減額改定対象外職員以外の職員となったものにあつては、当該職員となった日 ) とし、同年 4 月 1 日において減額改定対象外職員であった者で施行日の前日までの間に減額改定対象外職員以外の職員となったものにあつては当該職員となった日とする。ただし、これらの日が 2 以上あるときは、これらの日のうち市規則で定める日とする。 ) において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額に、同年 4 月から施行日の属する月の前月までの月数 ( 同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象外職員であった期間その他の市規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から

当該期間を考慮して市規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額  
(2)平成22年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の  
0.28を乗じて得た額

(市規則への委任)

5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

(狭山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

6 狭山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「第14条第3項」を「第14条第4項」に改める。

附則別表(附則第4項関係)

減額改定対象外職員の号給表

給料表	級	号給
行政職給料表(一)	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から64号給まで
	3級	1号給から48号給まで
	4級	1号給から32号給まで
	5級	1号給から16号給まで
	6級	1号給から4号給まで

平成22年11月25日提出

狭山市長 仲川幸成

#### 提案理由

国の一般職の職員の給与改定の状況にかんがみ、一般職の職員の給料の額、期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定したいので、この案を提出するものである。